

＜相続の放棄の申述＞

1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

- ア 相続人が被相続人（亡くなった人）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
- イ 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- ウ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、イの相続放棄又はウの限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。ここでは、イの相続放棄について説明します。

2 申述人（申述ができる人）

- ・相続人（相続人が未成年者または成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して申述します。）

未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く。）又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について特別代理人の選任が必要です。

3 申述期間

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。

4 申述先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の最後の住所地が東京都内の場合の申述先は、次のとおりです。

(被相続人の最後の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

被相続人の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

5 申述に必要な費用

- ・収入印紙・・申述人1人につき800円

- ・連絡用の郵便切手・・82円×4枚、10円×4枚 (合計368円分)

6 申述に必要な書類

- ・相続放棄の申述書1通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申述人の戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本、住民票の除票等
→ 戸籍謄本等については、被相続人と申述人の関係によって、揃えていただくものが異なりますので、別紙「相続放棄の申述の際に必要な添付書類」を参考にご準備ください。

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

7 その他

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます（「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の説明を参照してください。）。

注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

(別紙)

相続放棄の申述の際に必要な添付書類

相続放棄をするご本人が申述書等を直接窓口に提出する場合は、必ずご自身の認め印と身分を証する書類（免許証、パスポート、健康保険証等）をお持ちください。

戸籍について

1 「戸籍謄本」、「改製原戸籍謄本」、「除籍謄本」という名称の場合もありますが、名称にこだわらず下記のものをご準備ください。

2 戸籍は必ず謄本をお取りください。抄本は不可

1 放棄する人が被相続人（亡くなった方）の配偶者のとき

- 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍（通常は1通）（3か月以内のもの）

2 「第一順位」＝放棄する人が被相続人（亡くなった方）の子のとき

- 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍
- 放棄する人の現在の戸籍の謄本（3か月以内のもの）

3 「第二順位」＝放棄する人が被相続人（亡くなった方）の父母・祖父母等のとき

※先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されないと申述できません。

- 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- 被相続人の出生時に初めて載った戸籍の謄本から死亡時までの戸籍の謄本すべて（被相続人が載っている戸籍を全部取る。）
- 放棄する人の現在の戸籍の謄本（3か月以内のもの）

4 「第三順位」＝放棄する人が被相続人（亡くなった方）の兄弟姉妹のとき

※先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されないと申述できません。

- 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- 被相続人の出生時に初めて載った戸籍の謄本から死亡時までの戸籍の謄本すべて（被相続人が載っている戸籍を全部取る。）
- 放棄する人の現在の戸籍の謄本（3か月以内のもの）
- 被相続人の父母・祖父母の死亡の記載がある戸籍の謄本

注1 上記戸籍謄本中、重複（共通）するものは、いずれか1通で可

→ 先順位者の放棄が受理されている場合、被相続人の住民票除票等共通のものは後順位者の申立時にあっては要しないこととしている。

2 相続人のうちに代襲相続人が含まれる場合、代襲者と本来の相続人が一緒に載っていた当時の戸籍の謄本及び本来の相続人が死亡した記載のある戸籍謄本も必要

3 放棄する人が未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人である親権者や後見人の戸籍謄本又は登記事項証明書（特別代理人の場合は選任審判書謄本）が別に必要となることがあります。

また、放棄する人や被相続人が外国人の方の場合は、お取りいただく書類が異なりますので、当庁1階の家事手続案内室でお尋ねください。

4 書類を確認した結果、上記以外の書類の提出をお願いすることもあります。